○農林水産省告示第四百十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十九条の規定に基づき、平成二十九年一月三十日農林水産省告示第百七十号（漁船損害等補償法第百二十九条に規定する組合責任保険金額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
漁船損害等補償法第百二十九条の組合責任保険金額の算定は、漁船保険（満期保険の満期による支払に係る部分を除く。以下同じ。）、漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。以下同じ。）及び漁船積荷保険の保険ごとに、同一年度保険関係の純保険料の合計額から当該同一年度保険関係に係る漁船保険再保険事業等の再保険料の金額を差し引いて得た額に、漁船保険にあっては百分の百十七を、漁船船主責任保険にあっては百分の百七十を、漁船積荷保険にあっては百分の二百を乗じてするものとする。	漁船損害等補償法第百二十九条の組合責任保険金額の算定は、漁船保険（満期保険の満期による支払に係る部分を除く。以下同じ。）、漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。以下同じ。）及び漁船積荷保険の保険ごとに、同一年度保険関係の純保険料の合計額から当該同一年度保険関係に係る漁船保険再保険事業等の再保険料の金額を差し引いて得た額に、漁船保険にあっては百分の百十二を、漁船船主責任保険にあっては百分の百六十を、漁船積荷保険にあっては百分の二百十を乗じてするものとする。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる漁船保険事業、漁船船主責任保険事業及び漁船積荷保険事業に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十条の規定に基づき、平成二十九年一月三十日農林水産省告示第百七十一号（漁船損害等補償法第百三十条の再保険料率の算定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
漁船損害等補償法第百三十条の再保険料率の算定は、漁船保険（満期保険の満期による支払に係る部分を除く。以下同じ。）、漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。以下同じ。）及び漁船積荷保険の保険ごとに、同一年度保険関係に係る漁船保険組合の純保険料の合計額に、漁船保険にあっては一二・五一パーセントを、漁船船主責任保険にあっては五・九七パーセントを、漁船積荷保険にあっては四・三九パーセントを乗じて得た金額を、当該同一年度保険関係に係る政府の再保険金額で除してするものとする。	漁船損害等補償法第百三十条の再保険料率の算定は、漁船保険（満期保険の満期による支払に係る部分を除く。以下同じ。）、漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。以下同じ。）及び漁船積荷保険の保険ごとに、同一年度保険関係に係る漁船保険組合の純保険料の合計額に、漁船保険にあっては一二・六九パーセントを、漁船船主責任保険にあっては六・〇三パーセントを、漁船積荷保険にあっては三・三七パーセントを乗じて得た金額を、当該同一年度保険関係に係る政府の再保険金額で除してするものとする。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる漁船保険事業、漁船船主責任保険事業及び漁船積荷保険事業に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第三百九十七号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（令和二年国土交通省告示第千五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量（以下「重量」という。）が五十トン以下のものに限り、次号に規定する航空機を除く。）についての着陸料の額は、令和二年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第	一　他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量（以下「重量」という。）が五十トン以下のものに限り、次号に規定する航空機を除く。）についての着陸料の額は、令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第